

平塚市監査委員公表第1号

令和8年1月22日

平塚市監査委員 能勢祐二
同 城田孝子
同 出村光
同 上野仁志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
市民部 協働推進課
 - 2 監査実施日
令和7年11月28日
 - 3 監査結果の公表日
令和7年12月11日（平塚市監査委員公表第24号）
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、ひらつか市民活動センター特別設備（団体ロッカー）使用料について、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例で定めている督促状の未発送が複数あった。</p> <p>関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) ひらつか市民活動センター特定設備（団体ロッカー）使用料収納簿にて納期限を管理していますので、引き続き、納期限までの納付を電話連絡等によって促すとともに、納期限までに完納しない使用団体に対しては、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例第1条の規定に基づき、督促状を発出します。</p> <p>また、納期限までの納付についての注意喚起を図るため、ひらつか市民活動センター特定設備利用承認書に、未納時には同条例の規定に基づく督促状を発出する旨を記載いたします。</p>

- 1 監査実施対象課
市民部 市民課
- 2 監査実施日
令和7年11月28日
- 3 監査結果の公表日
令和7年12月11日（平塚市監査委員公表第24号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。</p> <p>個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 個人情報取扱特記事項に基づく書面による報告について認識不足があったことから、課内で適正な取り扱いについて再確認いたしました。</p> <p>今後は報告様式を活用して、受注者からの書面による報告を確実に求めるとともに、チェックリストに基づき確認を行うことで報告漏れがないよう徹底いたします。</p>

- ～～
- 1 監査実施対象課
環境部 収集業務課
 - 2 監査実施日
令和7年11月28日
 - 3 監査結果の公表日
令和7年12月11日（平塚市監査委員公表第24号）
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、平塚駅北口公衆男女トイレ手洗水栓修繕に係る随意契約について、平塚市契約規則第39条ただし書きの特例適用に誤りがあった。</p> <p>平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 適用条項誤りについては、契約事務を行う際、平塚市契約規則及び平塚市随意契約ガイドラインの規定に基づき、適用する条項が適当であるか二重確認を行うなど、適正に事務を執行してまいります。</p>

以 上